

議案第75号

さぬき市防災基金条例の制定について

さぬき市防災基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市防災基金条例

(設置)

第1条 さぬき市における災害の発生防止及び災害に際して応急的に行う救助に必要な経費に充てるため、さぬき市防災基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部改正について

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止又は廃止を求める旨の通告

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

さぬき市行政組織条例等の一部改正について

さぬき市行政組織条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市行政組織条例等の一部を改正する条例

(さぬき市行政組織条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政組織条例(平成14年さぬき市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設経済部」を「建設経済部
上下水道部」に改める。

第2条建設経済部の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次のように加える。

上下水道部

(1) 下水道、農業集落排水及び漁業集落排水に関すること。

(2) 合併処理浄化槽に関すること。

(さぬき市職員定数条例の一部改正)

第2条 さぬき市職員定数条例(平成14年さぬき市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道局」を「上下水道部(水道事業の所管に限る。以下同じ。)」に改める。

第2条第1項第7号中「水道局」を「上下水道部」に改める。

(さぬき市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市水道事業の設置等に関する条例(平成14年さぬき市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道局」を「上下水道部」に改める。

(さぬき市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 さぬき市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年さぬき市条例第190号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道部」に改める。

第17条の2中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「(昭和27年法律第289号)」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条中さぬき市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第78号

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部改正について

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例

さぬき市ケーブルネットワーク条例（平成15年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「3,150円」を「4,200円」に改める。

別表第1スター・チャンネルの項中「スター・チャンネルハイビジョン、CS放送で株式会社スター・チャンネルが放送するスター・チャンネルプラス及びスター・チャンネルクラシックを組み合わせたもの」を「チャンネル」に改め、同表J sports Plusの項中「J sports Plus」を「J SPORTS 4」に改め、同表フジテレビNEXTの項を削り、同表WOWOWの項中「BS放送で、」を「BS放送で」に改める。

	「		「					
		<table border="1"><tr><td>22,050円</td></tr><tr><td>7,350円</td></tr><tr><td>12,600円</td></tr></table>	22,050円	7,350円	12,600円			
22,050円								
7,350円								
12,600円								
別表第2中			を					
				<table border="1"><tr><td>27,300円</td></tr><tr><td>11,550円</td></tr><tr><td>18,900円</td></tr></table>	27,300円	11,550円	18,900円	に改める。
27,300円								
11,550円								
18,900円								
			」		」			

別表第3有料番組視聴料の部J sports Plusの項中「J sports Plus」を「J SPORTS 4」に改め、同部フジテレビNEXTの項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1J sports Plusの項及び別表第3有料番組視聴料の部J sports Plusの項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第79号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例(平成14年さぬき市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項及び第11条第2項中「すべて」を「全て」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	

46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	425,900	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	426,600	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	427,300	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	427,800	
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300	428,500	
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000	429,200	
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700	429,900	
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200	430,400	
90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900	431,100	
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600	431,800	
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300		
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800		
94		297,500	346,800	388,900	406,500		
95		297,900	347,300	389,500	407,200		
96		298,300	347,800	390,100	407,900		
97		298,500	347,900	390,800	408,400		
98		298,900	348,400	391,400	409,100		

	99		299,300	348,900	392,000	409,800			
	100		299,700	349,400	392,600	410,500			
	101		299,900	349,700	393,300	411,000			
	102		300,300	350,100	393,900	411,700			
	103		300,700	350,500	394,500	412,400			
	104		301,100	350,900	395,100	413,100			
	105		301,300	351,400	395,800	413,600			
	106		301,600	351,800	396,400	414,300			
	107		302,000	352,200	397,000	415,000			
	108		302,400	352,600	397,600	415,700			
	109		302,600	353,100	398,300	416,200			
	110		303,000	353,500	398,900	416,900			
	111		303,400	353,900	399,500	417,600			
	112		303,700	354,200	400,100				
	113		303,800	354,700	400,800				
	114		304,200		401,400				
	115		304,600		402,000				
	116		305,000		402,600				
	117		305,200		403,300				
	118		305,500		403,900				
	119		305,800		404,500				
	120		306,100						
	121		306,500						
	122		306,800						
	123		307,100						
	124		307,400						
	125		307,800						
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第 2 イ及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	

47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100	
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700	
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300	
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000	
86		291,900	328,500	350,300		
87		292,100	328,800	350,700		
88		292,300	329,200	351,100		
89		292,700	329,600	351,500		
90		292,900	330,000	351,900		
91		293,100	330,400	352,300		
92		293,300	330,800	352,600		
93		293,700	331,300	353,000		
94		293,900	331,600	353,400		
95		294,100	332,000	353,800		
96		294,400	332,400	354,100		
97		294,800	332,600	354,600		
98		295,100	333,000	355,000		
99		295,400	333,400	355,400		

	100		295,700	333,800	355,800		
	101		296,000	334,000	356,300		
	102		296,300	334,400	356,700		
	103		296,600	334,800	357,100		
	104		296,900	335,000	357,500		
	105		297,200	335,100	358,000		
	106			335,500			
	107			335,900			
	108			336,300			
	109			336,500			
	110			336,900			
	111			337,300			
	112			337,700			
	113			337,900			
再任用 職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	

30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	

83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			

	136	303,800	335,700				
	137	304,000	336,000				
	138	304,300	336,400				
	139	304,700	336,800				
	140	305,100	337,200				
	141	305,300	337,500				
	142	305,700	337,900				
	143	306,100	338,300				
	144	306,400	338,700				
	145	306,500	339,000				
	146	306,900	339,400				
	147	307,300	339,800				
	148	307,700	340,200				
	149	307,900	340,500				
	150	308,200	340,900				
	151	308,500	341,300				
	152	308,800	341,700				
	153	309,200	342,000				
	154	309,500					
	155	309,700					
	156	310,000					
	157	310,400					
	158	310,700					
	159	311,000					
	160	311,300					
	161	311,700					
	162	312,000					
	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年さぬき市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の99.59」を「100分の99.09」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

さぬき市立学校設置条例の一部改正について

さぬき市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市立学校設置条例の一部を改正する条例

さぬき市立学校設置条例（平成14年さぬき市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表さぬき市立多和小学校の項及びさぬき市立多和小学校槇川分校の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 8 1 号

さぬき市奨学金条例の一部改正について

さぬき市奨学金条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市奨学金条例の一部を改正する条例

さぬき市奨学金条例（平成14年さぬき市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条中「奨学生」の前に「四半期分を」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、入学年度の4月に限り、半年分を一括して交付することができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 8 2 号

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成14年さぬき市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

議案第 8 3 号

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 呼吸器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 消化器内科
- (5) 糖尿病内科
- (6) 腎臓内科
- (7) リウマチ科
- (8) 精神科
- (9) 心療内科
- (10) 小児科
- (11) 外科
- (12) 整形外科
- (13) 形成外科
- (14) 脳神経外科
- (15) 皮膚科
- (16) 泌尿器科
- (17) 産婦人科
- (18) 眼科
- (19) 耳鼻いんこう科
- (20) リハビリテーション科
- (21) 放射線科
- (22) 麻酔科

第3条第3項第1号中「195床」を「175床」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月30日から施行する。

議案第 8 4 号

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例の一部改正について

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市訪問看護事業の設置に関する条例（平成14年さぬき市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「石田東甲931番地」を「石田東甲387番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月30日から施行する。

議案第 85 号

さぬき市・三木町県行造林組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、平成 24 年 3 月 31 日をもってさぬき市・三木町県行造林組合を解散することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 86 号

さぬき市・三木町県行造林組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、平成 24 年 3 月 31 日をもってさぬき市・三木町県行造林組合が解散することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議のうえ、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市・三木町県行造林組合が所有する財産は、さぬき市・三木町山林組合が継承する。

議案第 87 号

さぬき市・三木町山林組合の共同処理する事務、議会の組織
及びさぬき市・三木町山林組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、平成 24 年 4 月 1 日からさぬき市・三木町山林組合の共同処理する事務、議会の組織を変更し、別紙のとおりさぬき市・三木町山林組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市・三木町山林組合理約の一部を変更する規約

さぬき市・三木町山林組合理約（昭和2年7月13日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「別表に掲げる」を「組合が所有する」に改める。

第5条第1項中「の各号により選出する」を「に掲げる者をもって充てる」に改め、同項第1号中「2人を選挙する。」を「選挙された者 5人」に改め、同項第2号中「各2人を選挙する。」を「、その議会の議員のうちから選挙された者 各1人」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 三木町長

第6条中「さぬき市議会又は」を「三木町長又はさぬき市議会若しくは」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

持分地籍・割合

所有者	面積（㎡）	持分割合
さぬき市	3,926,934	1,000分の802
井戸財産区	510,338	1,000分の104
下高岡財産区	221,848	1,000分の45
氷上財産区	128,348	1,000分の26
神山財産区	108,523	1,000分の23
合計	4,895,991	

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 88 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、平成 24 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合からさぬき市・三木町県行造林組合を脱退せしめ、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「大川広域行政組合 さぬき市・三木町県行造林組合」を「大川広域行政組合」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 89 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、平成 24 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合からさぬき市・三木町県行造林組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議のうえ、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 23 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

平成 24 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 14 号。以下「負担金条例」という。）第 15 条の規定によりさぬき市・三木町県行造林組合へ非常勤普通負担金及び非常勤特別負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 15 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成 16 年香川縣市町総合事務組合条例第 13 号）第 5 条第 2 号の規定により非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第 9 0 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備を行うため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

総合整備計画書

香川県 さぬき市 多和辺地

(辺地の人口 554 人 面積 13.86 km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
 (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
 (3) 辺地度数 147点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

防火水槽については、多和地区においては消火栓配置も少なく、給水圧力も低いため、初期消火に効果をもたらす防火水槽の設置を行うものである。

C A T V光化については、国の光の道構想に沿い、市内全域に光通信ケーブルの整備を行うなかで、多和地区においても整備を進め、情報の地域間格差の解消を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

多和小学校体育館改修については、平成23年度末に廃校となる体育館を、地域住民の生活文化の向上とレクリエーション活動等の拠点とするために改修し、併せて集会の場、災害時の避難所として活用する。

3 公共的施設の整備計画

平成24年度から平成26年度まで 3年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
防火水槽新設事業 (2基分)	さぬき市	11,908	6,690	5,218	5,200
C A T V光化事業 (民設民営)	民間	80,000		80,000	80,000
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	23,700	16,211	7,489	7,400
多和小学校体育館 改修事業	さぬき市	7,102		7,102	7,100
合計		122,710	22,901	99,809	99,700

議案第91号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	かしき1号線	さぬき市 志度字かしき 4325番18地先	さぬき市 志度字かしき 4318番1地先	167.0	6.3~7.5
2	かしき2号線	さぬき市 志度字かしき 4318番8地先	さぬき市 志度字かしき 4318番5地先	45.0	6.3~13.2
3	かしき3号線	さぬき市 志度字かしき 4318番11地先	さぬき市 志度字かしき 4318番8地先	152.5	5.2~10.6
4	かしき4号線	さぬき市 志度字かしき 4325番7地先	さぬき市 志度字かしき 4325番9地先	43.5	5.2~10.6
5	かしき5号線	さぬき市 志度字かしき 4325番7地先	さぬき市 志度字かしき 4325番6地先	81.0	5.2~8.0

議案第92号

工事請負契約の変更について（平成22～23年度志度小学校 校舎改築工事（建築））

平成22～23年度志度小学校校舎改築工事（建築）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成22～23年度志度小学校校舎改築工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金655,725,000円
うち消費税及び地方消費税額31,225,000円
変更後 一金686,711,550円
うち消費税及び地方消費税額32,700,550円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町3丁目8番11号
西松建設株式会社四国支店
執行役員支店長 金子秀雄 |

議案第93号

工事請負契約の変更について（平成23～24年度大川第一・天王統合 中学校建設工事）

平成23～24年度大川第一・天王統合中学校建設工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成23～24年度大川第一・天王統合中学校建設工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金1,176,000,000円
うち消費税及び地方消費税額56,000,000円
変更後 一金1,189,020,000円
うち消費税及び地方消費税額56,620,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市サンポート2番1号
大成建設株式会社四国支店
支店長 金井隆夫 |

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 処分する財産の表示
 - 土地の表示 さぬき市大川町田面字本村360番外2筆
 - 処分予定面積 6,673.09㎡
- 2 処分の相手方
 - さぬき市津田町津田112番地33
 - 大川広域行政組合
 - 管理者 大山茂樹
- 3 処分予定金額
 - 一金39,240,000円
- 4 処分の理由
 - 大川広域行政組合さざんか荘の用地として無償貸付している土地を大川広域行政組合に売却するため

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 4 年さぬき市条例第 4 9 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 取得する財産の表示

土地の表示	さぬき市鴨庄字新池奥 4 4 8 6 番 1 外 6 7 筆
取得予定面積	3 0 9 , 4 2 2 m ²
所 有 者	さぬき市志度 5 3 8 5 番地 8 さぬき市土地開発公社 理事長 渡 邊 三 洋

2 取得の目的 森林浴公園整備用地

3 取得予定金額 一金 4 8 4 , 3 5 2 , 8 9 2 円

4 契約の方法 随意契約

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 4 年さぬき市条例第 4 9 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 学校備品一式 |
| 2 取得の目的 | 志度小学校校舎改築に伴う学校備品の購入 |
| 3 取得価格 | 一金 2 8 , 2 7 6 , 5 0 0 円
うち消費税及び地方消費税額 1 , 3 4 6 , 5 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市志度 1 9 0 4 番地 1 6
株式会社ミツワ
代表取締役 山 畑 和 照 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |